

長生会ボランティア活動規定



社会福祉法人 長生会

長生会ボランティア活動規定

第1条(総則)

社会福祉法人長生会(以下「当法人」という)の各施設において、様々な業務の無償提供を希望する者(以下「ボランティア登録者」という)が業務を行うに際し、注意すべき事項等の取り決めを行い、円滑に業務を推進できるようにすることを目的とする。

2 ここでいうボランティアとは一般的な定義である「自発(自主)性、無償(無給)性、利他(社会、公共、公益)性に基づく活動のことをいい、近年頻繁に使用される有償ボランティアとは異なる活動のことをいう。

第2条(ボランティアの登録)

個人でボランティア活動を希望する者は、あらかじめ「ボランティア活動申込書」及び「ボランティア活動者調査票」を当法人理事長宛に提出し「ボランティア登録証」の発行を受けなければならない。またボランティア登録者は調査票の記載内容に変更が生じた場合には、その都度「ボランティア活動者調査票」を再提出しなければならない。

2 団体に登録を行う場合には、代表者は本規定を充分理解した上で「ボランティア団体登録申請書」及び「ボランティア団体名簿」を当法人理事長宛に提出し「ボランティア団体登録証」の発行を受けた上で、各人へ適切な指導を行わなければならない。また月に1度程度の活動の場合には、個々の活動者調査票の提出は不要とする。但し代表者は随時各人の健康状態の把握に努めなければならない。

3 当法人はボランティア登録者の健康状態等、申込時の内容に変更が乗じた場合や問題が生じた場合には活動を一旦中止させることができる。

4 ボランティア登録者も第2条一2同様に、活動を一旦中止することができる。またその場合には中止の3日前までに当法人に申し出るものとする。

5 ボランティア登録者は居住地や連絡先に変更が生じた場合には、事実が生じた次の活動日に変更内容を当法人に申し出なければならない。

6 ボランティア登録者若しくは、食事、入浴、洗濯、トイレを共有している家族が次の各号に該当する疾病を活動予定日10日前以降に発症した場合には、詳細を当法人へ報告し、活動の一旦中止について相談しなければならない。

- ①細菌性角膜炎・ヘルペス性角膜炎・ウイルス性結膜炎等の感染性の眼科疾患
- ②疥癬・真菌(白癬菌)・水ぼうそう・風疹等の感染性皮膚疾患
- ③結核・MRSA・マラリア・インフルエンザ・マイコプラズマ・アデノウイルス等の感染症
- ④その他、咳、鼻汁、熱発等の風邪症状が見られる場合

第3条(登録の取り消し)

当法人はボランティアが次の各号のいずれかに該当する時は、第2条の規定による登録を取り消すことができる。

- ①ボランティアとしてふさわしくない非行及び反社会的行為があった場合。
- ②心身の不良のため、ボランティア活動ができないと認められた時。
- ③ボランティア受付担当者及び現場担当者の指示に反した時。
- ④前号にあげる他、ボランティアに適当でないと当法人理事長が認めた時。

2 ボランティアは自己の都合により、何時でも第2条の規定による登録の取り消しを申し出ることができる。但し既に活動予定がある場合は、活動の3日前までに申し出なければならない。

第4条(賃金)

報酬は基本的に無償とする。但し、ボランティアを実施する上で必要な経費や材料費については個別に事前相談し、合意した内容に準じて取り扱う。

2 交通費は基本的に無償とし、当法人はボランティア活動者への送迎も基本的には行わない。但しボランティア登録者が公共交通機関を利用する場合で往復1,000円以上の費用が掛かる場合には一律に500円補助する。また荷物等の状況によりやむを得ない場合には個別に相談し取り決めを行う。

第5条(ボランティアの権利と義務)

ボランティア登録者はボランティア活動申込書に記載した活動内容に基づく事項について、それを実施する権利を有する。但し、業務遂行にあたっては長生会現場担当者の指示を順守し「長生会職員就業規則第3章服務規律」に準じて行う。

- 2 ボランティア登録者は活動中に知りえた情報をボランティア活動中及び終了後も第三者に漏らさないことを誓約したものとみなす。また、守秘義務等に違反した場合の罰則については法的根拠に基づき対処するものとする。
- 3 ボランティア登録者は個人情報の記載がある書類について、特別な許可がある場合以外には絶対に持ち出してはならない。
- 4 ボランティア登録者は当法人の信用を失墜させる行為またはそのおそれがある行為を行ってはならない。
- 5 ボランティア登録者は感染症防止等の観点から1年間に1度は健康診断を受ける等、自己責任において、健康管理をしなければならない。また当法人からの請求がある場合には、健康状態が分かる書類を提出しなければならない。
- 6 ボランティア登録者は業務上知りえた情報等の内容を当法人担当者へ適切に報告しなければならない。
- 7 ボランティア登録者は活動予定の申し出を3週間前までに行い、変更がある場合には3日前までに申し出なければならない。但し、緊急の場合にはこの限りではない。

第6条(その他の禁止事項)

ボランティア登録者はボランティアを行う上で、ご利用者等から金品を受け取ってはならない。但し断ることが困難であった場合等でやむを得ず受け取ってしまった際は必ず、長生会担当者へ申し出なければならない。

- 2 ボランティア活動にあたり、利用者に故意に損害を与える行為は固く禁止し、当法人は虐待等を発見した場合には警察や市町村等に通報する等、適切に対処する。

第7条(損害賠償)

ボランティア登録者が当法人担当者の指示に基づき活動していたにもかかわらず、ご利用者に損害を与えてしまった場合は、ボランティア活動先の各施設の責任において、ご利用者への損害を賠償するものとする。

- 2 ボランティア登録者が故意にご利用者に損害を与えた場合や背信行為、反社会的行為等の重過失により、身体的、経済的損害を与えた場合には、ボランティア登録者の責任において損害を賠償しなければならない。
- 3 ボランティア登録者が提供中に長生会の責に帰すべき事由により損害を負った場合には、長生会が損賠を賠償するものとする。但し、自己の不注意や重過失、通勤時の事故等については、長生会は一切の責任を負わないものとする為、ボランティア活動者は各自でボランティア保険に加入する等の対策を推奨する。
- 4 ボランティア登録者が活動中に感染したと思われる疾病を発症した場合で、当法人の責に帰すべき事由が明らかな血液感染、接触感染等の事例の場合には当法人が治療費を支払うものとする。その他、空気感染、飛沫感染によるもの等については、当法人は一切の責任を負わないものとする為、ボランティア登録者は自己責任において、マスク着用や手指消毒等の感染予防し努めなければならない。

第8条(ボランティア規定に定めがない事項)

本規定に定めがない事項については協議して定めることとする。

附 則

この規定は、平成23年 12月1日から実施する。